

2019年2月15日

被保険者の皆様へ

ウラベ健康保険組合

高額療養費の申請手続きが不要になりました

ウラベ健康保険組合では、2019年4月から、高額療養費の支給を「自動的に支払う方法」に変更します。

○高額療養費制度とは、医療機関の窓口で高額な医療費を支払ったとき、自己負担額が上限を超えた場合にその超えた額を支給するものです。

○給付金は診療月から約3か月後に、在職者の方は事業所の金融機関口座へ、任意継続被保険者の方は直接本人の金融機関口座へ振り込みます。給付金の金額は医療機関から健康保険組合に送られてくるレセプト（診療報酬明細書）をもとに計算します。

○医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に「限度額適用認定証」を用意すると、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなく、病院窓口での支払いを自己負担限度額までにできます。事業所総務部経由で（任意継続被保険者は直接）健康保険組合に申請をして交付を受けてください。

○高額療養費を本人の申請に基づかず事業主経由で支払うことは、個人情報の第三者提供に該当するため、被保険者の同意が必要です。しかし、被保険者にとって不利益となるものではなく、また同意を得るには被保険者、事業主、および健康保険組合の負担が大きく必ずしも合理的とは言えないため、厚生労働省のガイダンスでは包括的な同意でよいこととされています。自動払いの高額療養費を事業主経由で支払うことに同意されない場合は、当健康保険組合までご連絡ください。

○市町村等の公費負担医療費助成により窓口負担が無料、もしくは減額されている方に対して、重複給付を防ぐため健康保険組合から問い合わせる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。健康保険組合との重複給付を受けた場合、高額療養費を市町村等に返還していただくことがあります。

(お問合わせ先)

ウラベ健康保険組合

電 話：082-275-3500 FAX：082-275-3501

所在地：〒733-0822 広島市西区庚午中 1-18-13